

取扱店の参加条件について

1. 応募資格

- ①唐津市内に事業所又は店舗があること。ただし、麻雀店、パチンコ店等、性風俗営業者、特定の宗教・政治団体と関わる者、暴力団および商品券の使用対象にならないもののみを取り扱う者を除く。
- ②「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施すること。

2. 商品券の取扱種類について

取扱店は【**電子商品券と紙商品券の両方を取り扱うお店**】としての登録となり、電子商品券のみや、紙商品券のみの取り扱いはありません。今回の商品券事業では、「電子商品券」と「紙商品券」の両方を発行します。それぞれ共通券と専用券があり、共通券は全ての取扱店で使用できます。また、専用券は大型店舗以外の取扱店で使用できます。

3. 申込期限

令和4年7月10日(日)〈一次締切〉 ※申込者には8月上旬に取扱店マニュアル・広報ツール等の発送を予定しています。

※7月10日(日)までに提出いただければ、**市民向け商品券購入申込チラシ(7月下旬市内全戸配布)**に「取扱店」として掲載いたします。なお、取扱店申込の最終締切は、令和4年9月30日(金)です。特設ホームページの取扱店一覧は、随時更新いたします。

4. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①取引においてプレミアム付商品券の受け取りを拒むことはできません。ただし、見本と比べて色合いが明らかに違うなど偽造された紙商品券と判別できる場合は、紙商品券の受け取りを拒否してください。
- ②プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買はできません。
- ③登録に関する虚偽又は不正行為を禁止します。
- ④商品券を利用できる取扱店であることが明確になるよう、事務局が配布するポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ⑤電子商品券の取り扱いにあたり、事務局より郵送する利用者読取用QRコードPOPをレジ周辺に設置してください。
- ⑥利用される紙商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いがないか確認してください。紙商品券の見本は、レジ担当者や紙商品券を取り扱う全ての係員に周知してください。
- ⑦電子商品券の入金状況はリアルタイムでご確認いただけますので、取扱店様ご自身で入金額の確認を行ってください。
- ⑧取引により紙商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、商品券の裏面に取扱店名を押印するなどし、既に取扱店名の記載があるものは、受け取りを拒否してください。
- ⑨利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券(電子・紙)のみ換金可能であることに留意してください。
- ⑩プレミアム付商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為を禁止します。

5. 商品券の使用対象にならないもの

- ①金券、切手、印紙及びプリペイドカード等の換金性の高いもの
- ②不動産及び金融商品
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
第2条第1項第4号に規定する麻雀、パチンコ等及び同法
第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ④国や地方公共団体への支払い
- ⑤事業上取引に関するもの
- ⑥取扱店自身での購入を偽る換金行為
- ⑦たばこなど定価以下での販売が認められていないもの
- ⑧取扱店が特に指定するもの
- ⑨その他市が不相当と認めるもの

6. 取扱店の審査・選定

- ①登録申込のあった事業者は、事務局が審査を行います。
- ②審査結果は、事務局から郵送にて通知し、取扱店はホームページ等に「商品券が使えるお店」として掲載します。
- ③申込内容に虚偽・不備等がある場合は、承認を取り消すことがあります。
- ④事務局から記載内容の根拠となる資料等の提示を求める場合があります。